

「西宮市青少年健全育成功労者」の市長表彰実施要綱

この要綱は、西宮市青少年愛護協議会会員で、長年にわたり青少年の健全育成に功労のあった者に対する市長表彰について定める。

1 被表彰者

西宮市各地区青少年愛護協議会の会員で、在籍5年以上、地域における青少年健全育成に顕著な功績のあった者（ただし、5年以上の該当者がいない場合においては、特に会長が認める者）に対して、この要綱の定めるところにより市長が表彰を行う。

2 推薦方法

(1) 各地区青少年愛護協議会会長は被表彰候補者がある場合は、別に定める様式により1名を推薦する。

ただし、複数の小学校区にまたがり1つの地区青少年愛護協議会を構成している場合は、1小学校区あたり1名を推薦することができる。

(2) 推薦については、推薦書の各該当事項について正確な調査を行い、具体的に記載する。

3 在籍年数の計算

第1項の在籍年数は、次の各号により計算する。

(1) 在籍年数の計算基準日は、10月1日とする。

(2) 1ヶ月に満たない端数は1ヶ月とする。

(3) 在籍年数の中断した者については、合算できるものとする。（地区移動の場合も同様とする。）

4 その他

(1) 被表彰者には、表彰状を贈る。（ただし、記念品を添えることができる。）

(2) 既に当表彰を受賞している者は被表彰候補者から除くものとする。

付則

(1) 昭和53年4月1日より施行する

(2) 平成15年9月1日 一部改正する

2 推薦方法

(1) 「ただし、複数の小学校区にまたがり1つの地区青少年愛護協議会を構成している場合は、1小学校区あたり1名を推薦することができる。」を追加する。

(3) 令和6年5月1日 一部改正する